

新公審査答申（個）第82号  
令和7年1月2日

新潟市長様

新潟市公文書公開等審査会  
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和2年2月13日付け、新民生第706号によって諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和元年8月23日付け、新広聴第246号の2により行った非開示決定は妥当である。

第2 事実関係

答申に至る経緯は次のとおりである。

- 1 審査請求人は、令和元年8月9日、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成30年10月23日17時頃東区役所職員より広聴相談課職員Aに対し「『事前に県弁護士会に相談の項目だけでも、連絡できないか。弁護士とのミスマッチが起きないように』と相談者から要請があった。」と電話があった。この電話を受け、県弁護士会に問い合わせた日時、問い合わせ者、問い合わせ内容と回答があった日時、受けた者、内容を示すもの（広聴相談課職員Bが問い合わせし、回答を受けたのか、広聴相談課職員Aが問い合わせし回答を受けたのか、2人とも同じ問い合わせをし、それぞれ回答を得ているのか、を示すものを開示請求している。これ以外の文書の開示を請求していない。）（以下「本件請求情報」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。
- 2 実施機関は、本件請求について、本件請求に係る個人情報を保有していないとして、非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、令和元年8月23日付で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和元年8月29日付で、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 実施機関は、令和2年2月13日、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査

会に諮詢した。

### 5 当審査会における審査の過程は、次のとおりである。

令和2年 2月13日	諮詢書受理
令和7年 8月29日	審査会開催（第1回）
令和7年10月20日	審査会開催（第2回）
令和7年11月17日	審査会開催（第3回）

### 第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、その他の主張もあるが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

私が平成30年10月23日の無料相談終了後の17時頃、東区の職員に対し「事前に県弁護士会に相談項目だけでも、連絡できないか。弁護士とのミスマッチが起きないように」と依頼したが、市と県弁護士会は相談内容について問い合わせし、回答しているだけで、この依頼についての問い合わせ、回答が定かでない。広聴相談課職員Bが10月24日県弁護士会に問い合わせた。これとは別に、翌25日に広聴相談課職員Aが問い合わせたとしているがどちらなのか、全く分からず、問い合わせ内容、回答もはつきりしない。

問い合わせし、回答を得ているのであれば、開示すべきである。

非開示決定の決裁書類の中で「文書がある」と記載されている以上、開示しなければならない。

「これ以外の文書の開示を請求していない」と記載したのは、再三に渡り開示請求した文書以外の文書を開示している。事前に「これ以外の文書の開示は請求していない」と記載するので、請求した文書を開示するよう伝えている。

### 第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、その他の主張もあるが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

本件請求の趣旨は、審査請求人が平成30年10月23日に東区役所に「弁護士とのミスマッチが起きないように」と要請した事項について、実施機関が県弁護士会に対して問い合わせたのであれば、問い合わせた記録があるはずであり、それに係る詳細な根拠文書を開示すべきとして捉えることができるが、実施機関から問い合わせを行った職員、日時、内容と県弁護士会から回答を受けた職員、日時、内容など、開示を求める文書の記載項目を例示の上で、「これ以外の文書の開示を請求していない」と記載されている。

審査請求人からは、「請求したとおりの文書を開示すべき」との主張を他の情報

公開請求や個人情報開示請求でも繰り返しているほか、本件請求については、「これ以外の文書の開示を請求していない」との意思表示もされている。

このため実施機関では、本件請求に記載される記載項目を網羅した文書は保有していないため、非開示決定とした。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件請求に係る個人情報を保有していないとして本件決定を行ったところ、審査請求人から、問い合わせし、回答を得ているのであれば、開示すべきであるとして、本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、本件請求情報の存否について検討を行う。

### 2 本件請求情報の存否について

(1) 実施機関の主張によると、本件請求の記載項目を網羅した文書は保有していないため、非開示決定としたとのことである。

しかし、審査請求人は、非開示決定の決裁書類の中で「文書がある」と記載されている以上、開示しなければならないと主張している。

(2) まず、上記（1）における審査請求人の主張について、実施機関に経緯を確認したところ、審査請求人は本件請求とは別に行った個人情報開示請求によって、本件決定に係る決裁書類の開示を受け、内容を把握しているとのことであった。

(3) 次に、当審査会が、実施機関から本件決定に係る決裁書類の提出を受けて見分したところ、起案用紙の問い合わせ文に「請求を受けた情報の一部を記録した文書があります」と記載されていることが確認できた。

(4) そこで、当審査会が実施機関に対し、当該「一部を記録した文書」の提出を求めたところ、『弁護士の法律相談』に対する苦情対応への見解について（以下、「苦情対応への見解について」という。）の提出があった。

苦情対応への見解についてを見分したところ、審査請求人の要請に基づき、県弁護士会に問い合わせを行った結果を踏まえ、実施機関がまとめた見解が記載されていることが確認できたものの、本件請求情報の記載を確認することはできなかつた。

(5) また、実施機関に対し、苦情対応への見解についてを作成する過程で作成した文書の有無について確認したところ、県弁護士会に問い合わせた職員が、その結果を直接苦情対応への見解についてにまとめたのであり、これを作成する過程で作成した文書は無いとの回答があった。

(6) 以上のことから、本件請求情報を保有していないとする実施機関の説明には不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が行った本件決定は妥当である。

### 3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

(第1部会)

委員 池睦美、委員 岩㟢勝成